

キャリアアップ助成金 (処遇改善コース)

平成 27 年 4 月 10 日拡充

すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合に受給できます。(平成28年3月31日まで)

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している。
- ☑ 社会保険に加入している。
- ☑ 事前にキャリアアップ計画を作成し届け出する。
- ☑ 労働協約または就業規則に、賃金テーブルの適用基準が明確に定められており、かつその適切な運用が担保されている。
- ☑ 上記の賃金テーブルを2%以上増額改定し、雇用するすべての有期雇用労働者に適用している。
- ☑ 上記の増額改定した賃金テーブルを適用後、6か月以上経過している。
- ☑ 有期契約労働者等の処遇改善前の賃金テーブルが作成されており、その賃金テーブルを3か月以上運用している。
- ☑ 処遇改善について職務評価を行う場合、雇用するすべての有期契約労働者等を対象に職務評価を実施している。
- ☑ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない。



助成額

支給額

()内は大企業の額

1人当たり3万円(2万円)

<1年度1事業所当たり100人まで>

※「職務評価」の手法を活用の場合(次ページ参照)、平成28年3月31日までの間は、

1事業所当たり 20万円(15万円)上乗せ

対象となる労働者

雇用されている**有期契約労働者**であること。

対象となる労働者

有期契約労働者等の基本給について、その金額を算出する際の基礎となる単価(時給、日給または月給)を金額ごとに整理した一覧表をいいます。

★ 詳細は担当までお尋ね下さい ★ © 2011-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved